

船舶事故調査報告書

令和7年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年3月30日 15時40分ごろ
発生場所	神奈川県鎌倉市材木座海岸南西方沖 葉山港A防波堤灯台から真方位297° 1.3海里付近 (概位 北緯35° 17.6′ 東経139° 32.4′)
事故の概要	プレジャーボート ^{アリエス} ariesは、北進中、わかめ養殖筏に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年4月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート aries、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	250-54353神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 減速機に破損 わかめ養殖筏 外枠のロープに切損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、試運転の目的で、神奈川県逗子市のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航した。</p> <p>本船は、約15ノットの対地速力で手動操舵により北進中、船長がうねりの様子に注意を向けながら航行を続けていたところ、材木座海岸南西方沖に設置されたわかめ養殖筏（以下「本件筏」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が本件マリーナに救助要請を行い、来援したプレジャーボートに引き出され、本件マリーナにえい航された。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を10回程度航行していたが、支障なく航行できており、本件筏が設置されていることを知らなかった。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させていたが、目視のみで航行できると思い、GPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>本件筏には、黄色と白色のブイが約50個及び赤色の旗が2本設置されていたが、船長は、うねりの影響により、本件筏、ブイ及び旗を視認することができなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約1.2mであった。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、何度も航行した過去の経験から支障なく航行できると思い、事前に水路調査を行っていなかったことから、本件筏に気付かずに航行を続け、本件筏に乗り揚げたものと考えられ

	<p>る。</p> <p>船長は、事前に本事故発生場所付近の水路調査を行っていなかったこと、及びうねりの様子に注意を向けながら航行を続けていたことから、本件筏が設置されていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、北進中、船長が、何度も航行した過去の経験から支障なく航行できると思い、事前に水路調査を行っていなかったため、本件筏に気付かずに航行を続け、本件筏に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、事前に航行する海域の水路調査を行い、養殖施設の設置状況等を把握しておくこと。